

確定申告

所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告をお忘れなく！

早めの準備で正しい申告

今年も所得税の確定申告、市県民税（兼国民健康保険税）の申告時期が近づいてきました。6、7ページの日程で申告を受け付けますので早めに準備して、指定日に申告を済ませましょう（やむを得ない場合を除き、指定された日時にお越しください。なお、土日は休みとなります）。

市県民税の申告

◎申告が必要な人

原則として、平成22年1月1日現在で、南島原市に住所がある人は申告が必要です。国民健康保険加入世帯は、保険料減額判定のため、または所得証明書など公的証明書の発行のためには申告が必要です。収入がなくても必ず申告を行ってください。

※給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。

◎申告の必要がない人

- ① 税務署へ確定申告をした人
- ② 前年中の所得が給与だけの人で、勤務先から給与支払報告書が南島原市に提出されている人
- ③ 前年中の所得が公的年金だけの人で、年金支払者から公的年金等支払報告書が南島原市

所得税の確定申告

◎申告が必要な人

① 平成21年中の合計所得が、各種所得控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除など）の合計を超える人

- ② 給与の年収が2000万円を超える人
- ③ 土地や建物などを売った人
- ④ 1力所から給与を受けていて、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える人
- ⑤ 2力所以上から給与を受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える人

申告に必要なもの



■金融機関預金通帳
(還付時の口座確認のため)



■国民年金保険料控除証明書



■帳簿



■印かん



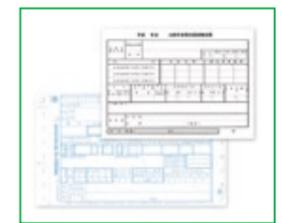
■医療費領収書
(病院と薬局などの仕分けをしておいてください)



■地震保険料支払証明書
■生命保険料支払証明書



■領収書など



給与や年金収入のある人
■源泉徴収票
■公的年金等の源泉徴収票

所得税・市県民税の申告

2月16日(火)から
3月15日(月)まで

所得税・市県民税の主な変更点

住民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)制度が新しくなりました

これまでは平成11年から平成18年までに入居した人が住宅ローン控除の対象となっていました。平成21年から平成25年までに入居した人についても控除の対象となり、申告の方法も変わりました。

●平成11年から18年までに入居した人

所得税の住宅ローン控除の適用がある人で、税源移譲により所得税が減少したため所得税から控除しきれない分がある人が対象です。

これまでは、住民税用の申告書の提出が必要でしたが、年末調整や確定申告で住宅ローン控除の申告をすることで、平成22年度から、住民税の申告が原則不要になりました。

※給与支払報告書(源泉徴収票)に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載がない場合、控除の適用を受けられないことがあります。

※退職所得や山林所得がある人などで、旧制度の方が有利な場合、旧制度の住宅ローン控除の適用を受けることも可能です。詳細はお問い合わせください。

●平成19年から20年までに入居した人

住民税の住宅ローン控除は適用されません。(所得税の特例措置が適用されます)

●平成21年から25年までに入居した人

所得税の住宅ローン控除の適用を受け、所得税から控除しきれない住宅借入金等特別税額がある人が対象です。

※給与支払報告書(源泉徴収票)に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」の記載がない場合、控除の適用を受けられないことがあります。

住民税の寄附金控除の対象が広がりました

所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地方自治体が条例で指定した寄附金が新たに控除対象となります。新たに追加されたのは、県内の学校法人、社会福祉法人などの事業所に対する寄附金で、県内で収納されたものに限りです。

なお、控除を受ける場合は、領収証などを添付して、申告をしてください。

確定申告書を作成される人へ～国税庁ホームページ～

<http://www.nta.go.jp>

「確定申告書等作成コーナー」で「申告書」が作成できます！



自分で簡単に申告書が作成できる

「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色決算書などが作成できます。

作成が終わったら…

印刷して郵送等で提出



書面提出

作成した申告書等のデータは、印刷して税務署に郵送等で提出することができます。

インターネットで送信



e-Tax

国税電子申告・納税システム電子送信するためには、公的個人認証付住基カード等が必要です。

確定申告で分からないことがありましたら、税務署、市民生活部税務課または各支所を会場に、記載方法などの相談を行っていますので、申告に必要な書類などを準備して、お越しください。

※毎年3月に入ると窓口は大変混み合います。早めに申告書の提出をお願いします。

■お問い合わせ

南島原市 市民生活部 税務課
☎050 (3381) 5023
島原税務署 ☎0957 (62) 3281
(自動音声にてご案内します)

- ・確定申告に関するお問い合わせは「0」
- ・国税に関する一般的なご相談は「1」
- ・税務署からの照会やお尋ねまたは職員にご用の場合は「2」